

3月の税務カレンダー

所得税・消費税 確定

国民健康保険税 第10期

注)長崎市ホームページより



令和5年度 税制改正大綱 その3

令和4年12月23日に令和5年度の税制改正大綱が閣議決定に際し、前回、前々回に引き続き一部ご報告します。

(1)消費課税・・・適格請求書等保存方式の円滑な実施に向けた所要の措置

- ① これまで免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置を講じます。
上記2割特例を適用できる期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間となります。
- ② 一定規模以下の事業者(*1)の行う少額の取引(*2)につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減策を講ずるほか、税込1万円未満の返品・値引き・割戻しについてなどの売上に係る対価の返還等について、少額の返還インボイスに交付義務を免除する措置を講じます。
上記適用期間は令和5年10月1日から令和11年9月30日までとなり、その間に行う課税仕入れが適用対象となります。
(*1) 基準期間における課税売上高が1億円以下又は
特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者が対象となります。
(*2) 「少額の取引」とは、税込1万円未満の課税仕入れが適用対象となります。

(2)納税環境整備・・・電子帳簿等保存制度の見直し

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかつたことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置を講ずるとともに、検索機能の確保の要件について緩和措置を講じます。

主な変更点は以下の3つです。

- ① 「優良な電子帳簿」の範囲の変更
- ② 「スキャナ保存制度」の要件緩和
- ③ 「電子取引」の保存要件の見直し

特に③は「やむを得ない事情がある場合」「ダウンロードの求め・出力書面の提示又は提出に応じられる場合」の2つを条件に、令和6年までは電磁的記録を紙に出力して保存することが認められていたものが、令和6年以降も認められることになりました。今回の改正で「電子保存に対応しなくて良い」ということを示唆している訳ではありませんので、今後も「業務効率化」という視点をもって電子保存への対応方法を検討しましょう。

<インボイス制度の行方はどうなる?>

令和5年3月末とされていたインボイス制度の登録申請ですが、急遽令和5年9月30日までに延長されました。上記に記載した(1)の①や②の施策も、急遽追加されたものです。

令和5年10月からのインボイス制度開始を何が何でも実施したいとの思惑が見えますね。

将来的には、消費税率の引き上げを検討しているとのこと。10%から15%ないしは20%と引き上げられた時に、中小企業は消費税額を価額に適正に転嫁することができるでしょうか？この課題が、中小企業にとっての大きな問題だと思えます。